

会 議 録

〈 2021年度 愛知県入札監視委員会第3回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2021年度第2四半期における発注工事について政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、病院事業庁、企業庁、農林基盤局、建設局、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(農林基盤局の指名競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全治山事業第1－2号工事について、工事場所と落札した業者の所在地がともに瀬戸市となっているが、指名業者はどのような条件を設定したのか。 ・後で分かれば教えてほしい。 ・辞退した12者の辞退理由はどのようなか。 ・工事名が第1－2号工事となっているが、類似工事が他にもあるのか。 ・お願いする。 <p>(警察本部の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機改良工事（製造工事）とは、どういった内容の工事であるのか。 ・機器調達だけの工事ということで、請負率が低くなっているのか。 ・分かった。 <p>(総務局の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県海部総合庁舎中央監視装置用リモートユニット更新工事について、一般競争入札で請負率が73.0%と低い理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張農林水産事務所管内で発注するのが一般的であるが、現状詳細を回答できる資料を持ち合わせていないため、明確な回答ができない。 ・調査し、この後報告する。 ・半数の業者が作業員の配置予定者不足を挙げ、自社都合を挙げたのが3者あり、他の公共事業が重なったという要因が多いと想像できる。 ・第1－1号工事があるはずだが、資料を持ち合わせていないため、この後併せて報告する。 ・信号制御機の更新工事において、機器を調達する内容になる。 ・はい。 ・本工事はリモートユニットの更新工事費と一般管理費等の共通費に分けることができる。更新する機器メーカーの特約店が、市場価格よりも安価で機器の調達が可能であったこと、また、会社合意により役員報酬等の一般管理費を削減したほか、交通費を抑制するなどによりコスト抑制を図ったことが考えられる。

<p>・低入札価格調査でもそのような調査結果ということか。</p> <p>・分かった。</p> <p>(防災安全局の一般競争入札について)</p> <p>・無線設備新基準対応改修の工事について、一般競争入札で入札参加者が1者で請負率が98.8%と高い理由は何か。</p> <p>・一般競争入札であるが、競争原理が働いていないように感じるが、その点についての改善策は考えているのか。</p> <p>・今後も一般競争入札では競争原理が働くよう工夫をしていただきたい。</p> <p>(建設局の一般競争入札について)</p> <p>・あいち産業科学技術総合センター産業技術センター三河窯業試験場改修工事について、一般競争入札で入札参加者が1者かつ請負率が100%と高い理由は何か。</p> <p>・総合評価落札方式とあるが総合評価はどのような結果であったか。</p> <p>・1者となった理由としては、入札参加資格条件の地域要件の影響が大きいのか。</p> <p>・今後も一般競争入札では競争原理が働くよう工夫をしていただきたい。</p> <p>(建設局の指名競争入札について)</p> <p>・一宮特別支援学校始め2校校舎等改修管工事について、70者指名して69者が辞</p>	<p>・はい。</p> <p>・建物の付帯設備の取替工事となるため、最初に設置した業者以外では部品の準備等にコストがかかることなどから他者の参加がなく、1者の参加となったと考えられる。</p> <p>入札率については、機器の見積をメーカーから取り寄せて、設計しており、予定価格を算出しているため、請負率が高くなったと考えられる。</p> <p>・過去の入札実績が同者であり、他者が入札する際、機器の購入金額が落札業者に比べ、高額となるから、落札業者以外が入札に参加する可能性が低い。随意契約とすることもできるが、少しでも競争原理が働くように一般競争入札を採用している。今回は請負率が高くなってしまったが、今後も入札の状況を見ながら考えていきたい。</p> <p>・工事場所が碧南市であるため、三河管内の地域の業者が参加できるよう要件を設定して公告した。設定した工期が短く工事の手間がかかる内容であるため、1者のみの入札かつ高い請負率になっていると推測される。</p> <p>・総合評価落札方式では価格と価格以外の要素を含めて競争するものであるが、今回は1者のみであったため総合評価の評価点に係わらず落札となっている。</p> <p>・三河管内ほぼ全域を対象にしているが、技術者配置等の業者の都合により1者のみの入札となってしまったと考えている。</p> <p>・本工事は一般競争入札で不調となった後、指名競争入札に切り替えて発注したもの。指</p>
--	--

<p>退等であり、請負率が99.7%と高いがその理由は何か。</p> <p>・分かった。今後は競争原理が働くよう工夫をしていただきたい。</p> <p>(警察本部の随意契約について)</p> <p>・中警察署エレベーター改修工事について、1者での随意契約で請負率98.2%と高くなっているがその理由は何か。</p> <p>・入札執行回数が3回となった理由は何か。</p> <p>・見積の価格がだんだん低くなっていったということか。</p> <p>・分かった。</p> <p>(福祉局の不調・不落について)</p> <p>・愛知県青い鳥医療療育センター昇降機更新工事について、2者とも予定価格より大幅に下回る額を入れて不落ということだが、予定価格が高く設定されていたとの考えはないのか。</p> <p>・参考見積を取り、それを基に予定価格及び最低制限価格を設定しているということか。</p> <p>・分かった。</p>	<p>名競争入札では一般競争入札の際より地域要件を広げ、70者を指名している。辞退理由について半数以上の業者が技術者の配置が難しいことを挙げ、予定価格が合わないという理由を含めると50者以上になり、残りは会社都合等となる。工事名にあるように工事現場が8キロメートル程離れた2か所での工事となるため、制約がかかってしまうことが請負率の高さにつながったと考える。</p> <p>・設置したエレベーターの製造メーカーにし改修工事をできないと考え、随意契約にし、かつ高い請負率であるがこの業者に決定した。</p> <p>・入札された見積が1回目、2回目と合わなく、3回目で予定価格と合致したためである。</p> <p>・はい。</p> <p>・予定価格算定に際し、参考見積をとって安いものを予定価格としている。本件の入札では最低制限価格を若干下回り不落となり、再度募集をかけて入札を実施したところ落札となった。</p> <p>・はい。</p>
--	---

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、7月から9月までの発注工事について、13局庁等の発注工事の中から政策企画局、企業庁、都市・交通局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○ジブリパーク整備工事 公園緑地整備事業愛・地球博記念公園整備工事 合併工事

【政策企画局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>・ECI 方式はあまり見慣れない方式という認識だが、使用した理由は何か。</p> <p>・他の3つのエリアはすでに ECI 方式で完了しているとのことか。</p> <p>・その今年の契約も今回と同様の業者が落札しているのか。</p> <p>・公募プロポーザルを実施しているとあるが、参加業者は何者か。</p> <p>・1者ではあったが、評価基準に合致した業者であったため、選定したということか。</p> <p>・外部の有識者による意見聴取を行ったとあるが、何回実施されているのか。</p> <p>・その外部有識者委員会とは、公募プロポーザルの際の委員と同じなのか。</p> <p>・4回の委員会を通して、工事内容も金額も妥当性について担保されていると考えてよしいか。</p> <p>・金額の大きな工事に対し、見積期間が短</p>	<p>・実際に愛知県としてこの方式を採用したのは、ジブリパークの整備工事がおそらく初めてのケースである。</p> <p>ECI 方式とは、2014年の法律一部改正で施行されたものであり、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第18条技術提案の審査及び価格等の交渉による方式によるもので、「当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合」において適用するものである。</p> <p>本件のジブリパークでの工事を進めるにあたり、スタジオジブリの世界観を表現する必要があり、どのように仕様を定めていくか手作業で試行錯誤しながら進めていく中で、通常の工事における設計のように仕様確定することが困難であったため、初めてのケースではあったが ECI 方式を採用した。</p> <p>本件の工事は本体工事の第2期工事として2つのエリアを整備する内容を ECI 方式で発注しているものである。</p> <p>・昨年の7月に愛知県として初の ECI 方式を採用した本体工事の第1期工事として契約し、現在工事期間中である。</p> <p>・はい。請負業者は同じ業者となっている。</p> <p>・今回の入札については落札業者の1者であった。</p> <p>・はい。</p> <p>・合計4回の委員会を行い、仕様や価格の妥当性を検討している。</p> <p>・はい。同様の委員となっている。</p> <p>・はい。</p> <p>・見積依頼を通知する前段階から落札業者が</p>

<p>縮されて10日間なのは短く感じるが、問題はなかったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かった。資料内の見積には金額のみの記載だが、詳細についても確認できているものであるということか。 ・分かった。 ・公募プロポーザルの参加業者は1者のみとあったが、その理由はどのようなか。 ・今回の参加条件に過去の施工実績は入っていないということで良いか。 ・公募プロポーザルの参加業者が、落札業者の1者のみとなった理由はどのように考えるか。 ・第1期と第2期で別々の公募プロポーザルを行っているということか。 ・第1期の工事金額はどのようなか。 ・公募プロポーザルとは、提案の内容で優劣を決めるのか。もしくは金額も選定に入るのか。 ・業者が提出した見積について、委員会で金額の妥当性を検証したとあるが、どのように価格交渉が行われているのか。 	<p>工事価格を算出し、有識者に妥当性を確認いただく流れを取っているため、通常の見積依頼を受けて初めて価格算出を始める期間とは異なり、短縮しても問題はないものであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の価格交渉の段階では、細目についても設計書として詳細まで確認している。 ・なるべく多くの業者が参加し競争となるよう、参加資格条件はできる限り幅広くしており、地元の業者も含め、38者程が応募可能な条件を設定したと考えている。その結果が1者となってしまった。落札者は第1期と同じ施行者であった。 ・はい。 ・昨年度の第1期工事でも同じように行い、その際は3者が参加した。途中で1者が手を下げたが最終的には2者となった。そのため今回の第2期工事でも条件を同様にし、複数者に参加してもらえると考えていた。しかし、今回は1者のみの参加となってしまったことから、各業者個別の事情により条件が合う業者が少なかったと考えている。 ・はい。 ・第2期の工事金額と同程度の規模である。 ・今回のケースでは、価格評価はしていない。 ・県で算出した予算としてのおおよそのターゲットコストと業者が自らの積算を基に算出した全体の工事金額の見積の2つの価格差について埋める価格交渉をしている。 その中で、公共単価への置換え可能な項目を置換えることで見積総額を下げる交渉や、VE提案をしてもらい施工内容の改善によりコストを削減できないかの交渉等、回数にすると16回もの交渉を繰り返し行っている。その結果16回交渉の過程の中で合計3回の
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・最初に業者から提示された金額より低い金額になっているのか。 ・分かった。 ・コストとベネフィットの検討は行われているのか。 ・分かった。 	<p>価格の見直しを行い、価格交渉が成立となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・今回の場合は工事単位ごとのベネフィットを算出していないが、ジブリパークを整備するにあたり全体の事業費に対する経済効果について試算している。その結果、投資した額に対し波及効果の額が上回ると想定している。
--	---

○第2 北部幹線第4 工区配水管製作接合工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・入札業者の4者の請負率について、3者同額で残りの1者も極めて近い金額となっているが、その理由は何か。 ・県の見積と各業者の見積とで金額が大きく異なる工事項目の費目はどのようなものか。 ・入札業者の積算の中で材料費が取引先との関係で安く調達できるとあったが、管工事では請負率が低くなることが多いと感じるがいかがか。 ・そもそもの県の見積設定方法について見直すといった検討をしないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の工事は鋼管材料費、労務費等すべて公表している単価のみで積算されているものである。企業庁のホームページに公開されている積算基準、歩掛表、設計単価に加え、低入札価格調査等実施要領で失格判断基準の率等を公表していることにより、業者が最低制限価格を推察でき、各業者の受注意欲が高かったため低い価格の入札となったと考えている。 ・入札時の内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の4項目については、1者の1項目が少額の差がある以外はすべて同額である。項目の中の内訳では多少相違があったが全体の合計額としては3者が同額、1者が少額の差となっている。県の基準価格と比較すると、一般管理費が低く入札されており、役員報酬等の利益を低く見積もっても受注したいという意欲が高かったためと思われる。 ・はい。その通りである。 ・設計単価について、毎年市場価格を調査し8月に見直しを行っている。そのため市場価

<ul style="list-style-type: none"> ・管工事では取引先との関係で材料費が低く抑えられるケースが多いことは考慮しないということか。 ・低入札調査にて、人件費を削減したことにより、労働条件が過酷でないか等の確認はしているのか。 ・分かった。 ・低入札の価格制限を業者に公開しているのか。 ・それで各業者ぎりぎりのところで入札されたことにより、各業者同じような価格となっているのか。 ・分かった。 	<p>格を基に算出する予定価格は妥当なものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は、どの業者が積算しても入札可能な価格であるべきと考えている。個別事案の企業努力による低入札の実績によって予定価格を算定することは、そもそもの入札参加を制限することにつながるため、適切ではないと考える。 ・聞き取り調査にて確認している。 ・価格自体を公表しているのではなく、算定式を要領等で公表している。 ・積算する能力のある業者であれば最低制限価格を推察できるため、そのようなことになる。
--	--

○特定港湾施設整備工事 護岸工【都市・交通局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所について企業庁と都市・交通局が隣接しているが管轄が分けられた理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は一体的に企業庁が埋立・造成を行い、そのうち道路予定地と道路に隣接する護岸を港湾管理者として当港務所が管理を引き受けたもの。
<ul style="list-style-type: none"> ・企業庁の管理する箇所についての工事はいつ行われたのか。 ・見積回数が4回にも及んだ理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の7月14日からの工期で同じ業者へ発注している。 ・回を重ねるごとに徐々に低い金額となり、4回目に初めて予定価格を下回ったためその時点で決定した。
<ul style="list-style-type: none"> ・結果的に県の予定価格の見積は低すぎたということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の場合、随意契約の見積は設計金額を事前に提示しているものではないため、業者がなるべく高い金額で落札したいと考え、まず高い金額での見積書の提出をし、徐々に金額を低下させている。県の積算は適切であると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・それで説明にあったように、企業庁の工 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減できている。随意契約において業者か

<p>事と仮設を一体的に利用することで工事費の削減ができてきているのか。</p> <p>・請負率が99.75%と高くなっているが妥当な金額と考えているのか。</p> <p>・分かった。</p> <p>・企業庁で発注された工事の入札状況はどのようなであったか。</p> <p>・請負率はどのようなか。</p> <p>・削減することができた汚濁防止フェンス分の工事費はいくらになるのか。</p> <p>・企業庁が発注するときの予定価格の積算方式と今回の積算方式は同じと考えてよいか。</p> <p>・落札者が企業庁の工事での97.1%の落札の際の積算と同じような計算をすれば今回も落札できることをわかりながら、高めの金額で見積書を提示してきたということか。</p> <p>・企業庁が発注する前に調整して一体の工事として発注することはできなかったのか。</p> <p>・分かった。</p>	<p>らの見積書が予定価格を上回った場合には、業者が金額を下げた見積書を再提示するか、契約を見送り不落にするか、選択できる。そのため今回は3回業者が改めて見積書提示することを選択し、4回目に決定となった。</p> <p>・設計額を下回っているため妥当な金額と考えている。業者からの見積書再提示の際の金額を低くする幅がたまたま予定価格の少し下の金額となったため、99.75%と高い請負率になっている。</p> <p>・一般競争入札で3者の参加があり同者が落札したと聞いている。</p> <p>・請負率は97.1%となっている。次点の業者が98.3%、その次の業者が99%であった。</p> <p>・60メートルのフェンスでおおむね100万円の削減になると積算している。</p> <p>・同じ工法で見積をとり、県の基準等で計算しているため、基本的には同じになる。</p> <p>・業者としても手作業が多い工法の工事となるため、なるべく高く落札したいと考えたものと想定される。</p> <p>・企業庁とは工法等について1～2か月検討した。検討する中で、企業庁の工事でのフェンスを活用することができると提示を受け、工事価格を低くする調整ができた。</p>
---	---

【入札契約手続の運用状況等の報告 追加説明】
(農林基盤局)

説明	委員の反応
<p>・先程委員よりご質問いただいた件について調査したところ、指名競争入札の自然環境保全治山事業第1-2号工事の条件設定について、事業地の瀬戸市と隣接の市の</p>	<p>・1-1工事は一般競争入札にして、1-2工事は指名競争入札とした理由は何か。</p>

<p>土木一式のB・Cから13者選定している。また同事業第1-1号工事については、一般競争入札で4者参加し、93.0%で落札されている。</p> <p>1-1工事は斜面の高さはあるが道路に割と近い現場であり、1-2工事は溪流の奥地まで行って谷止を作る工事であり、工事内容の差から請負率の差になったのではないかと考えている。</p> <p>・1-1工事は5千万円以上の工事金額であったため一般競争入札とし、1-2工事は5千万円未満の工事金額であったため指名競争入札としている。</p>	<p>・分かった。</p>
---	---------------

【検討結果のまとめ】

本日の定例会議における検討結果を申し上げる。委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について